

「住之江区地域福祉ビジョン(案)」について

1 「住之江区地域福祉ビジョン」とは

「住之江区地域福祉ビジョン」は、地域福祉にかかる理念や目標、取組方針などを定めるものです。

住之江区では、平成 27 年 3 月に「ふだんのくらししあわせプラン～住之江区地域福祉計画」を策定し、毎年改訂していましたが、令和 6 年度以降は、「大阪市地域福祉基本計画」の改訂期間に合わせて 3 年ごとに改訂することとし、よりわかりやすい内容となるよう構成を見直すとともに、名称を「住之江区地域福祉ビジョン」に変更して策定する予定です。

2 「住之江区地域福祉ビジョン」の位置づけ

「住之江区地域福祉ビジョン」は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」形成するものであり、区の実情や特性に応じた、地域福祉を推進するための中心的なビジョンです。市地域福祉基本計画は、地域福祉に関する本市の基本理念や市全域で実施すべき基礎的な取り組み等を示すとともに、区地域福祉ビジョン等を支援する基礎的な計画となります。

	位置づけ	内容
住之江区 地域福祉ビジョン	区の実情や特性に応じた地域福祉を推進するための中心的な計画	・地域福祉に関する区の方針 ・住民の地域福祉活動を支える取組 ・区域全体に共通する福祉課題への対応
大阪市 地域福祉基本計画	区地域福祉計画等を支援する基礎的な計画	・基本理念、目標 ・各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となるしくみや、市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組

3 「住之江区地域福祉ビジョン(案)」の基本理念・基本目標

基本理念

みんなで助け合い、自分らしい暮らしを安心して送ることができるまち

基本目標

- ① 気にかける・つながる・支え合う地域づくり
- ② だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

4 「住之江区地域福祉ビジョン(案)」の構成

第1章 住之江区地域福祉ビジョンの考え方 P2～3

第2章 基本理念・基本目標 P4～5

第3章 気にかける・つながる・支え合う地域づくり P6～24

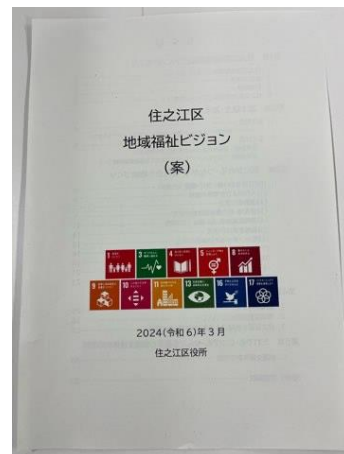
住之江区を取り巻く現状・課題・取り組み

- (1)人口および世帯数の推移
- (2)高齢者の状況
- (3)要支援・要介護者認定数の状況
- (4)認知症高齢者(65 歳以上)の状況
- (5)高齢者虐待の状況
- (6)障がい者手帳所持者数の状況
- (7)障がい者虐待の状況
- (8)児童虐待の状況
- (9)生活困窮者の状況
- (10)災害時における要援護者の状況

第4章 住之江区14地域の実情と取り組み P25～P33

第5章 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制の充実 P34～P36

〈参考〉用語解説 P37～P39



5 「住之江区地域福祉ビジョン」策定に向けたスケジュール

・2月1日(木)～2月29日(木) パブリック・コメント実施

※パブリック・コメントとは、これから策定しようとしている各施策分野の基本的な計画等の策定過程において、案の段階で広く市民のみなさまに公表し、ご意見をお寄せいただき、とりまとめのうえで区の考え方を公表するとともに、有益なご意見を考慮して本市の意思決定を行うこと。



大阪市 HP リンク先

・3月上旬～中旬 いただいた意見のとりまとめ

・3月下旬 いただいた意見と区の考え方をあわせてHPで公表